

○ 高額療養費制度の見直しに関するQ & A（平成30年7月30日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 平成30年8月施行分</p> <p>問5.1 現役並みの3区分は、<u>資格確認書等</u>への職権記載とするのか、<u>限度額適用認定証</u>を発行するのか。[令和6年12月修正]</p> <p>問5.2～5.8 (略)</p> <p>問5.9 平成30年8月より、現行の現役並み所得区分が細分化され、新たに現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者に<u>限度額適用認定を行うこと</u>になることから、当該者に対して<u>限度額適用認定証等の勧奨</u>をするべきなのか。[令和6年12月修正]</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>問5.13・5.14 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 平成30年8月施行分</p> <p>問5.1 現役並みの3区分は、<u>被保険者証等</u>への職権記載とするのか、<u>限度額適用認定証</u>を発行するのか。[平成29年12月修正]</p> <p>問5.2～5.8 (略)</p> <p>問5.9 平成30年8月より、現行の現役並み所得区分が細分化され、新たに現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者に<u>限度額適用認定証の交付</u>をすることになることから、当該者に対して<u>限度額適用認定証の勧奨</u>をするべきなのか。[平成30年5月追加]</p> <p><u>問5.10 平成30年8月以降、新たに発行される現役並み所得区分の限度額適用認定証の様式はどのようになるのか。</u>(国民健康保険・後期高齢者医療関係) [平成30年5月追加]</p> <p><u>問5.11 限度額適用認定証の取扱いについて、被保険者が月の途中で限度額適用認定の申請を行った場合、申請のあった日の属する月の初日を発効期日としてよいか。また、年度の途中で所得更正等により所得区分が変更となり、限度額適用認定の該当となった被保険者が申請をした場合についても、申請のあった日の属する月の初日を発効期日としてよいか。</u>(後期高齢者医療関係) [平成30年7月追加]</p> <p>問5.12 平成30年8月施行の<u>高額療養費の見直し</u>について、<u>現役並み所得区分が細分化されること</u>に伴い、<u>新たに限度額適用認定証を発行すること</u>のだが、<u>被保険者証に所得区分を記載すればいい</u>のではないか。[平成30年7月追加]</p> <p>問5.13・5.14 (略)</p> <p><u>問5.15 被保険者証の定期更新時等において、それ以前に限度額適用認定の申請を行い、限度額適用認定証の交付を受けたことがある被保険者が、現役並み所得区分Ⅰ又はⅡに該当する場合、2回目以降の限度額適用認定の申請を省略し、保険者が被保険者に</u></p>

(削る)

6. (略)

1. ～4. (略)

5. 平成30年8月施行分

問5.1 現役並みの3区分は、資格確認書等への職権記載とするのか、限度額適用認定証を発行するのか。 [令和6年12月修正]

(答)

現役並みの3区分は、限度額適用認定証に記載することとし、健康保険・国民健康保険の被保険者で資格確認書を交付されている者に対しては、現役並みの3区分のうち、下の2区分に限度額適用認定証(又は限度額適用認定の情報が記載された資格確認書)を発行し、一番上の区分は限度額適用認定証の発行を受けずに現物給付を受けることができることとします。なお、後期高齢者医療制度の被保険者で資格確認書を交付されている者に対しては、申請に基づき、資格確認書に限度額適用認定の情報を記載することとします。

問5.2～5.8 (略)

問5.9 平成30年8月より、現行の現役並み所得区分が細分化され、新たに現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者に限度額適用認定を行うこととなることから、当該者に対して限度額適用認定証等の勸奨をするべきなのか。 [令和6年12月修正]

(答)

お見込みのとおりです。

その証を交付することは可能か。(後期高齢者医療関係) [平成31年3月追加]

問5.16 被保険者証の定期更新時等において、それ以前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがある被保険者が、現役並み所得区分Ⅰ又はⅡに該当することとなった場合、限度額適用認定の申請を省略し、保険者が被保険者にその証を交付することは可能か。また、それ以前に限度額適用認定証の交付を受けたことがある被保険者が、低所得区分Ⅰ又はⅡに該当することとなった場合、限度額適用・標準負担額減額認定の申請を省略し、証を交付することは可能か。(後期高齢者医療関係) [平成31年3月追加]

6. (略)

1. ～4. (略)

5. 平成30年8月施行分

問5.1 現役並みの3区分は、被保険者証等への職権記載とするのか、限度額適用認定証を発行するのか。 [平成29年12月修正]

(答)

現役並みの3区分は、限度額適用認定証に記載することとし、現役並みの3区分のうち、下の2区分に限度額適用認定証を発行し、一番上の区分は限度額適用認定証の発行を受けずに現物給付を受けることができることとします。

問5.2～5.8 (略)

問5.9 平成30年8月より、現行の現役並み所得区分が細分化され、新たに現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者に限度額適用認定証の交付をすることとなることから、当該者に対して限度額適用認定証の勸奨をするべきなのか。 [平成30年5月追加]

(答)

お見込みのとおりです。

平成 30 年 8 月より、現行の現役並み所得区分が細分化されることに伴い、現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者であって資格確認書（限度額適用認定に係る情報が記載されていないものに限る。）の交付を受けているものは、当該区分の限度額において現物給付を受けるには、限度額適用認定証（又は限度額適用認定の情報が記載された資格確認書）の交付を受けることが必要となります。

（削る）

（削る）

（削る）

平成 30 年 8 月より、現行の現役並み所得区分が細分化されることに伴い、現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる者は、当該区分の限度額において現物給付を受けるには、限度額適用認定証の交付を受けることが必要となります。

そのため、各保険者においては、例えば、継続的に高額な療養を受けている被保険者等が、今般の改正に伴い、限度額適用認定証の申請を行っていないことを理由に、一時的に各区分の限度額における現物給付を受けることができなくなり、医療機関等における窓口負担が増加することとなることがないよう被保険者への周知・広報に努め、必要な被保険者が事前に限度額適用認定証の発行を受けることができるよう配慮してください。

周知・広報を実施するに当たっては、

- ・ 現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱに該当することとなる被保険者全員に対して限度額適用認定証の申請を勧奨すること
- ・ 現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱに該当することとなる被保険者のうち、昨年度、高額療養費の給付を受けていた者等に対して文書送付、電話連絡等により個別に申請を勧奨すること
- ・ 保険料額決定通知書、被保険者証等の送付時に別途、注意喚起に関する資料等を同封することといった方法の活用等を含め、各保険者にて有効な周知・広報の実施方法を検討してください。

問 5.10 平成 30 年 8 月以降、新たに発行される現役並み所得区分の限度額適用認定証の様式はどのようになるのか。（国民健康保険・後期高齢者医療関係） [平成 30 年 5 月追加]

（答）

様式については別紙のとおりとなります。

（後期高齢者医療関係）

問 5.11 限度額適用認定証の取扱いについて、被保険者が月の途中で限度額適用認定の申請を行った場合、申請のあった日の属する月の初日を発効期日としてよいか。また、年度の途中で所得更正等により所得区分が変更となり、限度額適用認定の該当となった被保険者が申請をした場合についても、申請のあった日の属する月の初日を発効期日としてよいか。 [平成 30 年 7 月追加]

（答）

限度額適用認定証の取扱いについては、限度額適用・標準負担額減額認定

証の取扱いに準じます。そのため、発効期日については、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」（平成21年5月11日付保高発第0511002号高齢者医療課長通知）のⅠの第六の3（2）に記載のとおり、申請のあった日の属する月の初日を記載してください。

(削る)

問5.12 平成30年8月施行の高額療養費の見直しについて、現役並み所得区分が細分化されることに伴い、新たに限度額適用認定証を発行することだが、被保険者証に所得区分を記載すればいいのではないか。[平成30年7月追加]

(答)

被保険者証は、保険医療機関等において診療を受けるに当たり、常に窓口で提示するものである一方、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証は、現物給付を受けることを希望するときに窓口で提示するものであり、その使用目的が異なります。個人情報保護の観点から、常に窓口で提示が必要な被保険者証に所得区分を記載することは望ましくないことから、所得区分は記載していません。

問5.13～5.14 (略)

問5.13～5.14 (略)

(削る)

(後期高齢者医療関係)

問5.15 被保険者証の定期更新時等において、それ以前に限度額適用認定の申請を行い、限度額適用認定証の交付を受けたことがある被保険者が、現役並み所得区分Ⅰ又はⅡに該当する場合、2回目以降の限度額適用認定の申請を省略し、保険者が被保険者にその証を交付することは可能か。[平成31年3月追加]

(答)

限度額適用認定の申請を行い、その認定証の交付を受けたことがある被保険者については、その後、新たに、当該被保険者が限度額適用認定証の交付を受けることができることとなった場合であって、保険者において当該被保険者の所得情報等を正しく把握することができるときは、保険者の判断で申請を省略して差し支えありません。

なお、保険者において所得情報等を正しく把握することができる場合であつ

(削る)

6. (略)

ても、初回の限度額適用認定の申請を省略することはできません。

(後期高齢者医療関係)

問 5.16 被保険者証の定期更新時等において、それ以前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがある被保険者が、現役並み所得区分Ⅰ又はⅡに該当することとなった場合、限度額適用認定の申請を省略し、保険者が被保険者にその証を交付することは可能か。また、それ以前に限度額適用認定証の交付を受けたことがある被保険者が、低所得区分Ⅰ又はⅡに該当することとなった場合、限度額適用・標準負担額減額認定の申請を省略し、証を交付することは可能か。〔平成 31 年 3 月追加〕

(答)

限度額適用・標準負担額減額認定については、高確則第 67 条、限度額適用認定については、高確則第 66 条の 2 に基づき行うものであり、初回の申請はそれぞれ必要です。したがって、被保険者がその認定の申請を行い、証の交付を受けたことがなければ、保険者において所得情報等が把握できる場合であっても、申請を省略し、保険者が被保険者にその証を交付することはできません。

6. (略)